

受動喫煙防止対策強化措置に対する意見書

本年10月に厚生労働省から公表され、次期通常国会に法案として提出されようとしている「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」における受動喫煙防止対策（以下「強化措置」という。）については、飲食店等の民間施設まで一律過度な分煙措置を設定しており、これまで、本県議会としても要望し、推進してきた現実的な分煙の取り組みが無駄になるおそれがあることから、大きな懸念を抱いている。

たばこ耕作組合とたばこ販売組合は、喫煙率の低下などにより、たばこの消費が減少する中、喫煙者と非喫煙者が共存できる社会の実現に向けて、喫煙場所の設置を推進する署名に取り組み、全国で64万筆の署名を集めるなど、喫煙環境の維持・向上に努めている。強化措置が法制化されたならば、更なる喫煙機会の減少、消費本数の減少が進むことは明らかであり、たばこ農家及びたばこ販売店の経営に多大な影響があると考えられる。

一方、飲食・宿泊業においては、喫煙を望む客が多い状況もみられ、受動喫煙防止対策の重要性を十分に認識して分煙措置に努めているほか、意図しない受動喫煙を防止するため、店舗内の喫煙環境についてステッカー等を用いて店頭に表示するなど、実態に応じた、現実的な分煙対策を自主的に進めている。これらのサービス業界では、「原則建物内禁煙」とする強化措置が客のニーズへの対応を著しく損なうことによる売上げの減少を懸念している。

さらに、多くの事業者は、家族経営といった中小企業であり、店舗の面積や構造といった物理的な制約に加え、資金的な制約により、喫煙室の整備も容易ではなく、結果的に全面禁煙とせざるを得ず、経営への影響が避けられない。加えて、効果的とされる分煙措置を講じている店舗・施設であっても、改めて撤去・改修のための追加費用が生じるおそれがあるなど、中小零細企業にとっては、死活問題である。

以上のとおり、強化措置には大きな問題があり、多方面にわたって甚大な影響を与えるおそれがあることから、国におかれては、下記の事項について対応されるよう強く要望する。

記

- 1 飲食・宿泊業等サービス業を営む事業者への措置について、十分に配慮したものとすること。
- 2 効果的とされている分煙措置を講じている店舗・施設については、相当の配慮をすること。
- 3 喫煙者に十分な喫煙機会が与えられるよう、喫煙環境の整備にも配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日

熊本県議会議長 吉 永 和 世

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
厚生労働大臣	塩崎恭久様